

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等(案)

<足元の住宅市場の活性化(27年)>

- 足元の住宅市場を活性化させるため、27年の非課税枠を拡大する。

<消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減への対応(28年～31年6月)>

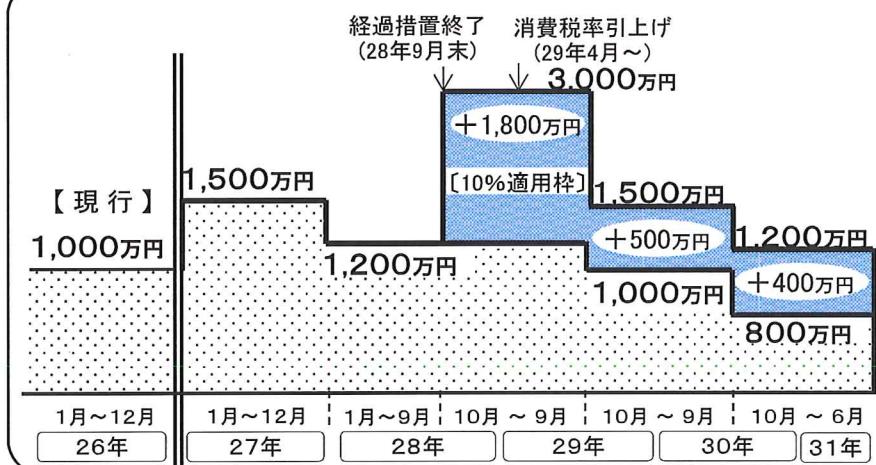
- 消費税率引上げに伴う経過措置^(注)が終了する28年9月末にかけて駆け込み増、10月以降の反動減が想定されるところ、それへの対応として以下の措置を行う。

- 28年1月～9月は、駆け込み増を考慮して非課税枠を縮小。一方、10月以降は、反動減対策として、消費税率10%が適用される住宅購入者のみを対象とした非課税枠(10%適用枠)を創設することにより、住宅需要の喚起を図る。
- 反動減が特に大きくなる経過措置終了後の1年間に、需要喚起のためのインセンティブ措置を集中させるため、28年10月～29年9月の非課税枠は最大3,000万円とする。
- 反動減がやわらぐ29年10月以降の非課税枠は段階的に縮小。しばらく反動減の影響が残ることに留意し、十分な期間の反動減対策を実施するため、非課税措置は31年6月末までとする(住宅ローン減税と同様)。

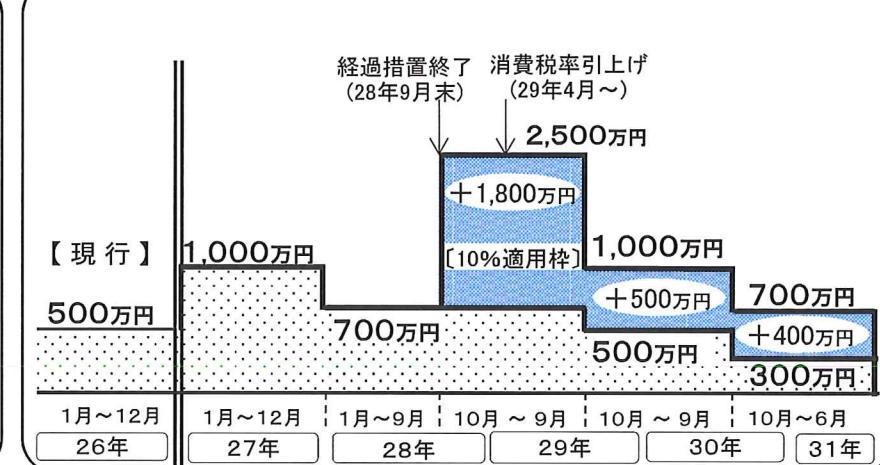
(注1) 28年9月末までに請負契約を締結すれば、引き渡しが29年4月を過ぎても、旧税率(8%)を適用。

(注2) 10%適用枠は、28年9月以前の非課税枠の適用を受けた者でも、再適用可。

《耐震・エコ・バリアフリー住宅^(注1)の場合》



《一般住宅の場合》



(注1) 平成27年より、バリアフリー住宅を追加するとともに、エコ住宅の要件を見直し(一次エネルギー消費量等級4以上の住宅を追加)。

(注2) 東日本大震災の被災者については、非課税枠(耐震・エコ・バリアフリー住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円)を31年6月末まで継続。

ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の28年10月から29年9月までの非課税枠については、耐震・エコ・バリアフリー住宅:3,000万円、一般住宅:2,500万円。

(注3) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が60歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)についても、31年6月末まで継続。